

葛卷町農業委員会
第38回総会議事録

1 日 時 平成30年7月23日(月) 午前9時30分から午前10時6分

2 会 場 葛巻町総合センター 保健相談室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて

議案第5号 平成30年度岩手県農業委員会大会における提案事項の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第3号 農地の一時的現状変更届の受理について

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

4 出席委員

① 門 場 政 一 ② 馬 場 正 俊 ③ 星 野 順 子 ⑥ 芳 田 聡

⑦ 川 崎 美由起 ⑧ 藤 森 雅 美 ⑨ 長 峯 一 雄 ⑩ 森 久 雄

⑪ 坂 井 徳 身 ⑫ 藤 岡 俊 策 ⑭ 久 保 淳 ⑮ 坂 待 純 一

⑯ 深 澤 進 (会長職務代理者)

(会 長)

5 欠席委員

④ 木戸場 真紀子 ⑤ 橋 秀 子 ⑬ 落 宰 勝

6 議事録署名委員

⑥ 芳 田 聡 ⑦ 川 崎 美由起

7 書記(農業委員会事務局)

千 葉 隆 則 (事務局長) 落 合 咲 子 (主幹)

事務局長

ただ今から葛巻町農業委員会第38回総会を始めさせていただきます。
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入らせていただきたいと思います。
よろしく願いいたします。

会 長

〔あいさつ〕

おはようございます。今日は早い時間からの総会ということで、それぞれ大変忙しか
ったと思います。ご苦勞様でございます。

今日で本当に最後の総会ということになりました。平成28年4月の改正によって、県
内ほとんどの委員会が新体制へ移行しております。当町は最後から3番目ということで、
八幡平市と一関市がまだ残っております。8月20日から当町も新体制に移行するわけ
ありますが、今月17日の議会で新しい農業委員9名の同意をいただきました。8月20日
の総会で町長から任命をされることになっております。今回、新体制へ移行するとい
うことで、知識や経験が豊富な先輩の皆様方が退任されることが大変残念であったり、不
安でもありますが、新しい体制へ移行すれば、早期に新体制へ移行した農業委員会と同
じような実績を求められますので、なんとか頑張って、スムーズな農業委員会の運営に
務めたいと思っております。今回退任される先輩の皆様方には、引き続き農業委員会へ
のご指導、ご支援をお願い申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

それから、今日は総会後に農地パトロール、そしてお別れ会と、1日予定を組んでお
りますので、それぞれお忙しいと思いますが、よろしく願いいたします。

議 長

〔開 会〕

それでは、総会に入ります。

ただ今から、葛巻町農業委員会第38回総会を開会いたします。

本日の出席委員は16名中13名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

なお、4番木戸場委員、5番橘委員、13番落宰委員から欠席の申し出がありましたの
で報告いたします。

本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

議 長

《日程第 1 》

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、6番芳田委員、7番川崎委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は、事務局職員の千葉事務局長と落合主幹を指名いたします。

議 長

《日程第 2 》

次に、日程第2「会期の決定」を行います。会期は、本日1日と決定することにご異
議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第3》

議長 次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 はい。お手元の会務報告をご覧くださいと思います。

月 日	内 容	出 席 者
6月23日(土)	第17回盛岡北部畜産共進会 (岩手町 JA新しいわて種子センター)	会長
27日(水)	葛巻町総合計画審議会 (役場 第4会議室)	会長
29日(金)	平成30年度一般社団法人岩手県農業会議定時社員総会 (盛岡市 岩手県産業会館)	会長
7月6日(金)	葛巻町議会7月会議 本会議 (役場 議場)	会長/事務局長
11日(水)	農業者年金加入推進特別研修会 (盛岡市 岩手教育会館)	門場委員/星野委員/ 主幹
17日(火)	現地確認 (町内)	門場委員/星野委員/ 事務局長/主幹
	葛巻町議会7月会議 本会議 (役場 議場)	会長/事務局長
19日(木)	農地利用最適化推進活動ブロック別検討会 (滝沢市 岩手県畜産研究所)	川崎委員/芳田委員/ 久保委員/木戸場委員/ 事務局長

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。

ただ今の報告について何かご発言がございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終了いたします。

《日程第4》

議長 次に日程第4「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は、1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は1件で、親子間の贈与による所有権移転でございます。

限会社●●●●が砂利採取のため、農地を一時転用するものでございます。

農地の所在は●●第●●地割字●●で、●●●地区の●●●●さんの転作田3,041㎡で
ございます。申請地の位置図は、8ページをご覧ください。対象農地は●●●●●●の
●●●●から約150m進んだ右手の国道脇にございます。調査書は6ページをご覧ください。
この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許
可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおおり、各項目とも許可要件を満た
していると認められるものです。

以上でございます。

議 長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を3番星野委員にお願いします。

【3番星野委員 挙手】

議 長 星野委員。

3 番 現地確認結果を報告いたします。

この案件は、砂利採取に伴う一時転用になります。申請地は現在、牧草が作付けされ
ている状況で、貸借期間は許可日から1年間となっております。転用業者の説明では来
年8月末までには工事を完了し、秋には飼料畑として使える状態にしたいということ
でした。このことから、調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断いたしました。

以上です。

議 長 次に、地区担当委員の補足説明を14番久保委員にお願いします。

【14番久保委員 挙手】

議 長 久保委員。

14 番 特に問題ないと思います。

議 長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求める
ことについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を
求めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

《日程第6》

議 長 次に日程第6「議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の
承認について」を議題に供します。

この議案の9番及び10番の案件には私が権利設定を受ける当事者となりますので、農

のうち、1番から8番の案件についてを原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長

挙手全員です。

よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、1番から8番の案件については、原案のとおり決定いたします。

次に議案第3号の9番及び10番の案件の審議にあたり、議長を15番坂待会長職務代理者に交代いたします。

なお、私は本議案終了まで退席させていただきます。よろしく願います。

【16番深澤会長 退席】

議長

それでは暫時の間、議長を交代いたします。

9番及び10番の案件について、事務局より説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長

事務局長。

事務局長

議案書は14ページをご覧ください。

9番の案件は、●●第●地割字●●の田と畑1,503㎡は、同地区の●●●●●さんの農地です。

続きまして10番の案件は、●●第●地割字●●の田2筆2,296㎡は、同地区の●●●●●●●●●●さんの農地で、9番及び10番の案件は同地区の●●●●●●●●●●さんとの利用権再設定です。

以上でございます。

議長

以上で説明が終わりました。ただ今の議案第3号の9番及び10番の案件について、質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長

ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、9番及び10番の案件についてを原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長

挙手全員です。

よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」のうち、9番及び10番の案件については原案のとおり決定いたします。

16番深澤会長は、入室してください。

【16番深澤会長 入室】

《日程第7》

議長

次に日程第7「議案4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることに

ついて」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長
事務局長

事務局長。

議案書は15ページをご覧ください。

農地法の適用外証明願が1件提出されております。

この案件は、●●第●●地割字●●●の畑2,922㎡のうち580.88㎡で、所有者は●●●●●の●●●●●さんでございます。非農地になった事由は昭和47年5月ころから●●地区の自治公民館及び駐車場として利用していたということでございます。今般、老朽化した公民館を改築するため、町が用地取得する際に農地であることが判明したものでございます。現地の図面は17ページをご覧ください。当該土地は●●●●●●●沿いがございます。現況写真につきましては、19ページに添付しておりますのでご覧ください。

現地確認については7月17日に門場委員、星野委員とともに調査して参りました。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を1番門場委員にお願いします。

【1番門場委員 挙手】

議 長
1 番

門場委員。

現地確認の結果を報告します。

この案件は、現況写真のとおり自治公民館として現在も活用されており、施設の奥にある駐車場についても砂利敷となっていることから、農地としての再生は困難であると思われる。

よって、農地法の適用外証明は妥当なものと判断しました。

以上です。

議 長

次に地区担当委員の補足説明について、9番長峯委員にお願いします。

【9番長峯委員 挙手】

議 長
9 番
議 長

長峯委員。

ただ今の説明のとおり問題ないと思います。

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって議案第4号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」は原案のとおり決定いたします。

《日程第 8》

議長 次に日程第 8「議案第 5 号 平成30年度岩手県農業委員会大会における提案事項の決定について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は21ページから22ページをご覧ください。岩手県農業会議から平成30年度岩手県農業委員会大会における「農業施策の充実に関する要請決議」に係る提案事項の取りまとめ依頼がありましたことから、総会においてご協議いただき、決定した内容について盛岡地方農業委員会連絡協議会を經由して提出するものでございます。

提案事項につきましては、表現等は若干変更しておりますが概ね例年を踏襲した内容であり、さらには、事前送付しておりますことから説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑及び追加提案がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第 5 号「平成30年度岩手県農業委員会大会における提案事項の決定について」を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第 5 号「平成30年度岩手県農業委員会大会における提案事項の決定について」は原案のとおり決定することとし、盛岡地方農業委員会連絡協議会を經由して、岩手県農業会議へ提出することといたします。

《日程第 9》

議長 次に日程第 9「報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は、23ページをご覧ください。1番の農地は、●●第●地割字●●●の畑2筆11,015㎡で、借受人が自作地付近に新たな農地を借り受けたことから合意解約するもので、次の耕作者については、同じ地区内の酪農家が借り受ける予定でございます。

なお、賃貸人及び賃借人、解約届出日等は、記載のとおりです。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

いることを確認して参りました。

続きまして6番の事案は●●●、7番の事案は●●●、8番の事案は●●●、9番の事案は●●の農地です。いずれの事案も携帯電話の無線基地局建設工事に伴い農地を一時的に転用したもので、現地には基地局が設置され、その周囲は元の農地に復元されていることを確認して参りました。

10番から14番の事案は、第1回目の工事進捗状況報告で、●●地区の農地で砂利採取に伴う一時転用です。砂利採取は来年4月の完了予定となっておりますが、現在、採取50%、埋戻しが30%の進捗状況であることを確認して参りました。

従いましていずれの事案についても届出の内容は妥当であると判断いたしました。

以上です。

議長 次に地区担当委員の補足説明について1番の案件を、2番馬場委員にお願いします。

【2番馬場委員 挙手】

議長 馬場委員。

先ほどの説明のとおり完成し整備されておりました。

議長 続きまして、2番から4番の補足説明について私から申し上げます。

2番については自分の土地でありますし、3番及び4番についても私が借りている畑でありまして、段差等も解消され大変使いやすい状況になっております。

次に5番の案件の補足説明については、1番門場委員が現地確認を行っておりますし、6番から8番の事案の補足説明は、13番落宰委員が欠席しておりますので省略します。

次に、9番の事案の補足説明について、12番藤岡委員にお願いします。

【12番藤岡委員 挙手】

議長 藤岡委員。

はい。現地確認説明者の報告どおり異議ありません。

議長 次に10番から14番の事案の補足説明を、14番久保委員にお願いします。

【14番久保委員 挙手】

議長 久保委員。

報告のとおり間違いありません。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

《日程第11》

議長 次に日程第11「報告第3号 農地の一時的現状変更届の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は26ページをご覧ください。

株式会社●●●●●から7月9日に、農地の一時的現状変更届2件を受理しましたの

でご報告いたします。この事案は、町発注の平成28年8月の台風10号により被害を受けた橋梁災害復旧工事に伴う工事用道路及び土砂仮置場として一時的に使用するもので、工事期間は記載のとおりです。工事箇所については、議案書27ページをご覧ください。●●●●●●のバス停●●●●●●から●●●●●●を進み、●●●●●●を渡ってすぐの農地で、所有者は●●地区の●●●●●●さんと●●●●●●さんでございます。工事箇所の利用計画図及び平面図は議案書28ページ及び29ページをご覧ください。借地面積は1,702.7㎡にわたりますが、工事用車両等が往来する道路を拡幅するため、堤防側から山側に向かって畑の表土を押し寄せる方法で工事用道路と表土の仮置場を確保するものでございます。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を、1番門場委員にお願いします。

【1番門場委員 挙手】

議 長

門場委員。

1 番

現地確認の結果を報告します。

この事案は、大雨災害により被害を受けた橋の基礎部分工事の施行に伴い、工事用道路及び土砂仮置場として使用するため、農地を一時転用するもので、対象農地には牧草及びデントコーンが作付けされております。

施行業者の説明では、工事には2番草の刈取後に着手し、デントコーン等の補償分も含めて賃貸借契約を結んでいるとのこと。また、工事終了後は速やかに原状回復を行うとのこと。

約5カ月間の一時転用であり、工事用車両の旋回場所確保や工事用道路の延長が長いこともあり、必要最小限の面積と認められることから特に問題ないものと判断いたしました。

以上です。

議 長

次に地区担当委員の補足説明を、9番長峯委員にお願いします。

【9番長峯委員 挙手】

議 長

長峯委員。

9 番

現地確認者の説明のとおり問題ないと思います。

議 長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

《日程第12》

議 長

次に日程第12「報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。

事務局長 議案書は、30ページをご覧ください。
農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理しましたので、ご報告いたします。
7月11日、●●地区の●●●●さんからの届け出で、今年4月に亡くなられた父●●さんの所有地を相続により取得したものでございます。畑5筆6,125㎡は、飼料作物が作付けされるなど適正に管理されております。
なお、受理通知書については、7月18日に送付しております。
以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

議 長 【「なし」の声】
ないようですので、以上で報告第4号を終了いたします。

議 長 《日程第13》
次に日程第13「その他」ですが、委員の皆さんから何かございますか。

議 長 【「なし」の声】

議 長 事務局からあれば、お願いします。

議 長 【「特にありません」の声】
ないようですので、「その他」を終了します。
以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第38回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成30年7月30日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____